

足利市公共下水道等区域外流入許可申請マニュアル

1. 公共下水道等区域外流入許可申請に必要な手続き及び書類

	提出書類等	部数
1.1	<p>●事前相談</p> <p>区域外流入をご検討される場合は、必ず下水道施設課に事前相談をお願いします。</p> <p>区域外流入の事前相談には、相談土地の所在地が確認できる図面等をお持ちください。</p> <hr/> <p>(その他、事前相談の参考とする書類は、以下のとおりで、相談の内容により必要となる場合があります)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平面図 (土地利用計画図) 2. 公図の写し 3. 全部事項証明書 (土地) の写し 4. その他必要と認められるもの <ul style="list-style-type: none"> ・計画を説明する書類等 <p>(その他、区域外流入手続きに係る相談先)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用について、開発許可申請の必要性を確認 (都市計画課) ・建築物等について、建築確認申請の必要性を確認 (建築指導課) ・区域外流入に伴う占用の有無, 埋設深さ, 復旧範囲, 舗装構成等の確認 (市・県などの道路管理者等) 	
1.2	<p>●事前協議</p> <p>「公共下水道区域外流入事前協議書」(別様式) に以下の添付書類を添えて協議を行ってください。</p> <hr/> <p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 位置図 (S=1/2,500 程度のもの) 2. 平面図 (土地利用計画図) (S=1/500 程度のもの) 3. 公図の写し 4. 全部事項証明書 (土地) 5. 流入予定汚水量の算定資料 6. その他必要と認められるもの <ul style="list-style-type: none"> ・既存の下水道施設の能力等を確認できる資料 ・排水施設の構造※や市に無償譲渡する範囲など確認できる資料 (第6条関係) <p>※下水道設計標準図(区域外流入編)を参考にしてください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道台帳図 (下水道施設課事務室にて閲覧交付しています) 	<p>1 部</p> <hr/> <p>1 部</p>

	<p>(その他、区域外流入手続きに係る協議先)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用について、開発許可申請の必要性を確認 (都市計画課) ・建築物等について、建築確認申請の必要性を確認 (建築指導課) ・区域外流入に伴う占用の可否, 埋設深さ, 復旧範囲, 舗装構成等の確認 (市・県などの道路管理者等) 	
1.3	○事前協議が完了した旨の通知	
1.4	<p>●区域外流入許可申請書の提出 (様式第1号 (第2条関係)) ※1</p> <p>区域外流入許可申請書に必要な添付書類のうち、事前協議時に提出された添付書類については、再度提出する必要はありません</p> <hr/> <p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 位置図 (S=1/2,500 程度のもの) 2. 平面図 (土地利用計画図) (S=1/500 程度のもの) 3. 公図の写し 4. 全部事項証明書 (土地) 5. 関係者の同意書 (必要がある場合) 6. 流入予定汚水量の算定資料 7. その他必要と認められるもの <ul style="list-style-type: none"> ・既存の下水道施設の能力等を確認できる資料 ・排水施設の構造※や市に無償譲渡する範囲など確認できる資料 (第6条関係) <p>※下水道設計標準図(区域外流入編)を参考にしてください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道台帳図 ・上記1.3 事前協議が完了した通知の写し 	<p>1部</p> <hr/> <p>1部</p>
1.5	○区域外流入許可書の発行 (様式第2号 (第3条関係)) ※1	

●部分は、申請者による申請等の手続きです。

○部分は、市(下水道施設課)が行います。

※1 足利市公共下水道区域外流入条例施行規則

2. 受益者分担金に関する手続き

	提出書類	部数
2.1	●受益者申告書の提出 (様式第1号(第4条関係)) ※2	1部
	(添付書類) 1. 全部事項証明書(土地)の写し 2. 公図の写し	1部
2.2	○受益者分担金決定通知書及び納付書の発行(様式第2号(第6条、第9条及び第10条関係)) ※2	
2.3	●受益者分担金の納付	
	※納期限までに必ず納付すること	

●部分は、申請者による申請等の手続きです。

○部分は、市(下水道施設課)が行います。

※2 足利市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

3. 工事施工に関する手続き

	提出書類	部数
3.1	○道路占用申請の手続き ※都市計画法32条協議，物件設置申請時に行います	
3.2	●道路使用許可の手続き，通行止の協議 ※足利警察署への手続き，協議が必要です	
3.3	●工事着工届の提出 (添付書類) 1. 位置図 (S=1/2,500 程度のもの) 2. 工事工程表 (任意の様式) 3. 道路使用許可書の写し 4. その他必要な資料	1部 1部
3.4	●使用材料一覧表等の提出	1部
3.5	●工事施工 ※本管削孔，割込人孔設置等は市職員立会いのもと行います	
3.6	●カメラ検査 ※舗装復旧前に市職員立会いのもと行います	
3.7	●工事完成届の提出 (添付書類) 1. 完成図書 (工事の出来形が確認できる平面図等) ・上流人孔～支管～境界～公共柵までのそれぞれの区間距離を記載 ・公共柵深 (流入側) を記載 ・新規に設置した人孔の位置を記載 2. 工事写真 ・着工前，完成 ・本管，取付管等の布設状況が確認できるもの ・基礎厚，埋戻し，路盤及び舗装版の復旧状況及び出来形が確認可能な物 ・防護砂，可とう継手，支管部分など施工完了後は見えなくなって確認できなくなる部分 ・使用材料の写真	1部 1部
3.8	○工事完成検査	

●部分は，申請者による申請等の手続きです。

○部分は，市（下水道施設課）が行います。